

2024年6月21日

かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会

座長 永井 良三 様

公益社団法人日本看護協会

常任理事 吉川 久美子

意見書

令和6年6月21日に開催される第6回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会を所用により欠席いたしますので、下記の通り、書面にて意見を提出いたします。

これまでの検討会では、かかりつけ医機能報告の報告内容について、国民・患者が自らの症状等に応じて最善の治療を安心して受けるための、適切な医療機関の選択の判断材料となるような情報が必要であるとの統一した認識のもと、様々な観点から議論がなされてきました。そしてこの点について看護職の立場から、「かかりつけ医機能報告書」及び「医療情報提供項目」の内容について、これまで、「患者自らが最善の治療を受けるための医療機関の選択の判断材料となる情報の提供が必要であること、医師や看護師、また専門性の高い看護師の人数のみならず、具体的に提供できるケアや支援の情報が必要」と意見を述べてきました。

この度、資料2の「障害者団体・関係団体からのヒアリング結果」を拝見し、非常に重要な意見をいただいたと認識しております。その中でも、褥瘡に対する処置を実施している医療機関等に関する詳細な情報に対するニーズについては、麻痺がある方、寝たきりの方などには切実な問題と思います。これを受け、褥瘡の処置について言えば、褥瘡に関する専門的な教育を受けている皮膚・排泄ケア認定看護師が対応可能です。医療機能情報提供制度の情報提供項目として、たとえば、「褥瘡の治療・ケア情報」として「皮膚・排泄ケア認定看護師」などの専門性の高い看護師の情報の追加が必要と考えますので、ご検討いただきたく存じます。

以上